

板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器
導入補助金交付要綱

（令和 8 年 3 月 3 1 日 区長決定）

（目的）

第 1 条 この要綱は、こども誰でも通園制度を行う保育施設における空き状況の確認や予約に係る手続等の ICT 化を推進するための経費を予算の範囲内において補助することをもって、保育士の業務負担軽減を図るとともに利用者等の利便性の向上を図ることを目的とする。

（対象施設）

第 2 条 補助金の交付対象施設は、板橋区（以下「区」という。）に所在する、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施する施設とする。

（補助対象事業）

第 3 条 前条に規定する対象施設に対し、こども誰でも通園制度実施施設における ICT 化を推進するため、次に掲げる費用を補助対象とし、補助金の交付は 1 施設につき 1 回限りとする。

- (1) 空き枠の登録や入退室管理等を行うためのタブレット型端末及びインターネット環境の整備に要した費用
- (2) キャッシュレス決済等に係る ICT 機器の導入に要した費用

2 補助金の交付を受けようとする対象施設は、前項に掲げる整備又は導入に際して、次の各号に掲げる点に十分留意しなければならない。

- (1) 導入した ICT 機器の操作方法、活用方法についてシステム販売事業者等のサポート体制が整備されているか確認すること。
- (2) 園児等の個人情報の管理についてセキュリティ対策を十分に確保すること。
- (3) 保育にあたっての業務効率化だけでなく、区等への申請・報告等に必要データ等を管理し、これらについても業務負担の軽減を図ること。

（対象経費）

第 4 条 この要綱における ICT 機器導入の対象となる経費については次の表のとおりとする。

対 象 内	対 象 外
(ICT 機器導入のために必要な) 購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及び備品等の購入費並びにその消費税	(左欄に掲げる経費のほか) 振込手数料及びクレジットカード利用料等クレジットカード会社を介して支払う契約を行う場合のクレジットカード会社に対する分割払い手数料

【備考】

- (1) クラウド型システムの場合、当該年度分の保守料と利用料金を対象経費とし、翌年度

以降分については当該年度に前払いしても対象経費とはしない。

(2) 当該システム導入に当たって、最低限必要となる備品等の購入等を含めても差し支えない。

(補助金交付額)

第5条 補助金の額は、補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方に4分の3を乗じた額とする。ただし、1施設当たり200,000円を超えることはできない。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(提出書類)

第6条 補助を受けようとする施設は、ICT機器導入に係る次の書類を区長に提出しなければならない。

(1) 見積書、請求書、導入するICT機器に搭載されている機能について詳細に確認できる資料(仕様書、カタログ等)

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、申請書類の提出があった場合は、内容を確認し、本事業の対象の可否を速やかに対象施設に通知する。

(交付申請及び決定)

第7条 前条より本事業の対象とされた施設は、区長が定める期日までに、板橋区乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施施設におけるICT機器導入補助金交付申請書(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、当該申請書の内容を確認し適正と認めた場合は板橋区乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施施設におけるICT機器導入補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、不適当と認めた場合は板橋区乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施施設におけるICT機器導入補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により対象施設に通知する。

(実績報告及び確定)

第8条 区長から交付決定を受けた対象施設は、区長が定める期日までに、板橋区乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施施設におけるICT機器導入補助金実績報告書(別記第4号様式)及び領収書(写)を区に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出を受けた区長は、導入された当該システムが板橋区乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施施設におけるICT機器導入補助金交付申請書(別記第1号様式)提出時の内容と一致しているか否かについて確認を行い、適当と認めた場合は板橋区乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施施設におけるICT機器導入補助金交付確定通知書(別記第5号様式)により対象施設に通知する。

(交付請求及び支払い)

第9条 区長から交付確定通知を受けた対象施設は、板橋区乳児等通園支援事業(こども誰

でも通園制度) 実施施設における ICT 機器導入補助金交付請求書(別記第6号様式)により区長に請求し、補助金の交付を受けるものとする。この場合において、区長は、請求書の受領後速やかに補助金を交付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、補助金の交付を受けた保育施設等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助金交付の目的外に使用したとき。
- (3) 補助金交付の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消された保育施設等が既に補助金の交付を受けている場合にあつては、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を命ずる額は次の各号に定めるところによる。

- (1) 交付の決定を取消したとき 補助の対象となる事業の当該取消しに係る部分の額
- (2) 第8条の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき その超える部分

(違約加算金及び延滞金)

第12条 交付決定を受けた保育施設等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 交付決定を受けた保育施設等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第13条 前条第1項の規定により、交付決定を受けた保育施設等が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第14条 第12条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第15条 区長は、交付決定を受けた保育施設等に対し、補助金の返還を命じたにもかかわらず、当該補助金及び当該補助金に係る違約加算金又は延滞金の全部又は一部が納付されない場合において、当該交付決定事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿及び関係書類の整備保管)

第16条 補助金の交付を受けた保育施設等は、この補助金と補助事業に係る収入と支出の関係を明らかにした書類を整備し、これを補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第17条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第7号様式)により区長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた保育施設等の事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所(以下「支社等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、支社等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、区に当該仕入控除税額を返納しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

年 月 日

板橋区長 殿

(申請者)
事業者名
所在地
代表者職氏名
(施設名)

板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器導入補助金
交付申請書

板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器
導入補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

(1) 見積書、仕様書、カタログ等

別記第2号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器
導入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり、交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 補助条件 板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器導入補助金交付要綱の各規定を遵守すること。

別記第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器導入
補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり、不交付を決定
したので通知します。

記

不交付の理由

別記第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

（申請者）
事業者名
所在地
代表者職氏名
（施設名 ）

板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器導入
補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった、板橋区乳児
等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器導入補助金交付に関する
事業報告及び収支決算について、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 実績報告額 金 円
- 3 添付書類
（1）システム導入による効果等の報告書
（2）領収書の写し

別記第5号様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名
代表者職氏名 様
（施設名 ）

板橋区長

板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器導入
補助金交付額確定通知書

板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器導入補助
金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

別記第6号様式（第9条関係）

年 月 日

板橋区長 殿

(申請者)
事業者名
所在地
代表者職氏名
(施設名)

板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器導入
補助金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた板橋区
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器導入補助金を下
記により交付されるよう請求します。

記

補助金額 金 _____ 円

別記第7号様式（第17条関係）

年 月 日

板橋区長 殿

（申請者）
事業者名
所在地
代表者職氏名
（施設名 ）」

消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により確定した板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施施設における ICT 機器導入補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

金 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金 円

3 添付書類

- （1）2の消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- （2）2の消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳など